

令和 8 年 7 月 1 日

お客様 各位

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

労務相談定期レポート

弊社コンサルティンググループでは、年間約 500 件の労務相談に対応しています。以下、令和 8 年度、第 1 四半期に各法人様から寄せられた労務相談について、集計結果と最近の相談傾向等に関するレポートをお送りします。

1. レポート対象期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日

2. 相談内容

第 1 四半期（令和 8 年 4 月 1 日～令和 8 年 6 月 30 日）において、相談件数は 101 件
ありました。特に多くいただいた相談内容は、下記のとおりになります。

No.	項目	割合
1	労働時間・休日・休暇	25.7%
2	社会保険	13.9%
3	賃金（賞与・退職金含む）	10.9%
4	休職・復職	8.9%
5	退職・解雇	7.9%

3. 直近のご相談傾向

2026 年度第 1 四半期がスタートしました。人事総務のご担当者様におかれましては、新入社員の迎え入れ、研修、配属等でお忙しい日々を過ごされたことかと存じます。

また、4 月の年度変わりに合わせて、健康保険料・介護保険料、および雇用保険料の料率変更、かてて加えて子ども子育て支援金の徴収開始と、社会保険関連の事務手続きも多く、ご苦勞をされたことと思います。

第 1 四半期にいただきましたご相談内容の集計は上記のとおりですが、前四半期レポートで第 4 位にランクインしていました「定年・再雇用」の項目は、年度末を越したせいか、この四半期ではランク外となりました。上位 1 位、2 位の項目順は変わらないのですが、社会保険関連のご相談で、少し気になったところをお話しさせていただきます。

最近、「社会保険料を徴収するべきか、しなくても良いのか」というご相談を多くいただきます。具体的には「奨励金」や「報奨金」は「報酬」に当たらないので、社会保険料徴収対象外なのでは？」というご相談です。これに関しまして、日本年金機構の H P には以下のような記載があります。

「報酬」及び「賞与」（以下「報酬等」という）は、「労働者が労働の対償として受ける全てのもの」と規定されており、労働の対償として経常的かつ実質的に受けるもので、被保険者の通常の生計に充てられるすべてのものを包含するものである。」「労働の提供と対償の支払が時間的に一致する必要は無く、将来の労働に対するものや、病欠欠勤中や休業中に支払われる手当であっても労働の対償となり「報酬等」に該当する。」

上記にある「労働の対償として受けるもの」の考え方・捉え方が、年金事務所はかなり広範囲で、逆に

法人様におかれては限定的に捉えたいとする傾向がございます。まさしくこの差が後になって「遡及して社会保険料を徴収してください。」と年金事務所に指摘されることになります。

ご担当者様も、この辺りは気にされているようでして、ご相談が多いと理解しています。

お取引先様におかれましては、少しでも判断に迷うところがございますたら、遠慮なく、弊社コンサルティンググループまでご相談いただければと存じます。

今後ともどうぞ宜しくお願い申し上げます。

以上